

令和8年度 岩沼市生活困窮者居住支援事業（シェルター事業）仕様書

1 業務名

令和8年度 岩沼市生活困窮者居住支援事業（シェルター事業）

2 業務目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、一定の住居をもたない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所等を提供することにより、当面の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする。

3 業務内容

一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、一時的な宿泊場所、食事及び衣類その他日常生活に必要な物資の提供を行うとともに、岩沼市及び関係機関と連携し、対象者が次の居住や支援につながるよう必要な情報提供等の支援を行う。

4 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「対象者」という。）のうち、一定の住居を持たないものを対象とする。

6 実施地域

岩沼市内全域

7 支援の実施方法

支援の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 支援の内容

受託者は、一定の住居を持たない対象者に対し、宿泊場所、食事及び衣類その他日常生活に必要な物資の提供を行う者とする。

(2) 受入れ体制

受託者は、市による移送が行われることを前提として、対象者の受入れを円滑かつ適切に実施できる体制を有しているものとし、受入れまでに過度な時間を要することなく実施できる施設（仙台市近郊まで）・体制を有しているものとする。

(3) 受託者の管理する宿泊施設に空きがない場合は、受入れを行うことがで

きないが、その場合においても、可能な範囲で関係する支援制度等に関する情報提供を行うものとする。

- (4) 宿泊場所の提供を受けた対象者の自立に向けた継続的な相談支援については、岩沼市生活困窮者自立支援事業の受託者が行うものとする。

8 実績等の報告

受託者は、別に指示する方法により、市に支援実績や事業の結果分析等について報告する。

9 委託料の支払い

市は、受託者から報告のあった支援実績に基づき、1月ごとに支払う。

10 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、市との連携を密にし、疑義が生じた場合は市と受託者双方が協議のうえで、これを処理する。
- (2) 業務により得られた情報や記録等は、市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意する。
- (4) 業務の遂行において知り得た一切の事項については、外部への漏えいがないように注意する。また、市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしない。
- (5) 受託者は、業務遂行にあたり、個人情報を取り扱う場合「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「岩沼市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）」を遵守すること。
- (6) 業務遂行にあたって、申込みや問い合わせについては、原則として受託者が対応し、業務に関するクレーム等が発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに市に報告する。また、受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に市に報告し、対応を協議する。
- (7) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置

市は契約の解除を行う。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。また、次期受託者が円滑かつ支障なく、当該事業が遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

- (8) その他の事由により、業務の継続が困難になった場合の措置

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。なお、一定期間内に協議が整わない場合、契約を解除できる

ものとする。また、次期受託者が円滑かつ支障なく、当該事業が遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

- (9) その他、仕様書に定めのない事項については、市と受託者双方が協議のうえこれを決定する。